

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（M）

【設置の趣旨・目的等】

1 設置の必要性、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確にするとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）

（1）「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の p.12「2 博士前期課程及び博士後期課程を同時設置する理由」において、「第1に、研究の継続性が得られること」を挙げている。しかしながら、博士前期課程の教育課程にある専門領域のうち、「看護マネジメント学領域」、「家族看護学領域」、「小児看護学領域」、「成人看護学領域」及び「在宅看護学領域」に関する領域が博士後期課程の教育課程上見受けられないことから、両課程を通じて「研究の継続性が得られる」計画なのか疑義がある。このため、両課程の「研究の継続性」が適切に担保されている計画であることについて具体的に説明すること。【研究科共通】・・・5ページ

（2）「研究コース」のディプロマ・ポリシーについて、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p.9において、看護の実践能力を有することが（イ）に掲げられているなど、研究に特化した人材を想定したディプロマ・ポリシーには見受けられず、「研究コース」においてどのような人材を養成するのか、またそれに基づくコース名称が適切なのか、判然としないことから、本専攻における「研究コース」の位置づけが不明確である。また、「高度実践看護コース」及び「助産コース」については、「研究コース」のディプロマ・ポリシーに「加えて」、それぞれのディプロマ・ポリシーが設定されていることから、「研究コース」のディプロマ・ポリシーは、他の2つのコースのベースになっている計画であるように見受けられる。しかしながら、同書類の p.33 に示された「図 看護学部と看護学研究科との関係図」では、「研究コース」は他の2つのコースと並列に記載されていることや、「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の資料5-4「履修モデル」で示されているコースごとの履修科目を確認すると、「高度実践看護コース」及び「助産コース」の履修モデルからは「研究コース」の履修がベースになっているとは見受けられないことから、「高度実践看護コース」及び「助産コース」のディプロマ・ポリシーにおいて「研究コース」のディプロマ・ポリシーを含むことの妥当性について疑義がある。このため、「研究コース」において養成する人材はどのような人材なのかを明らかにした上で、適切なディプロマ・ポリシーになるよう必要に応じて適切に改めるとともに、「高度実践看護コース」及び「助産コース」のディプロマ・ポリシーに「研究コース」のディプロマ・ポリシーを含めることの妥当性について、具体的に説明すること。また、関係する資料を必要に応じて適切に改めること。・・・10ページ

(3) 審査意見1(2)のとおり、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの妥当性が判断できないため、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの妥当性も判断できない。このため、関連する意見への対応を踏まえつつ、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが適切に設定されていることについて、図や表を用いつつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。・・・15ページ

【教育課程等】

2 「高度実践看護コース」の教育課程について、修了要件は「42単位以上を修得し、課題研究の審査に合格した者」と設定されていることから、大学院設置基準で規定する博士前期課程の修了要件である30単位以上の修得と比較して過密な履修スケジュールになると見受けられる。また、これに加え、特定行為研修の受講を希望する学生は、「特定行為研修区分別科目」のうち、講義科目と実習科目を履修することができると説明しており、特定行為研修の受講を希望する学生は、修業年限2年の中で修了要件を満たした上で、特定行為研修を受けるためには、相当に過密な履修スケジュールになると考えられる。このことから、十分な学修時間を確保できるよう計画的に学修を進められる配慮が必要と考えられる。しかしながら、そのための配慮措置として、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.18で「多くの履修すべき科目があるため科目履修年度を詳細に定め・・・指定された学年で受講するように履修指導をする」と説明しているものの、「特定行為研修区分別科目」については特段履修時期が定められておらず、特定行為研修の認定を希望する学生に対する履修モデルも示されていないことから、十分な学修時間が確保される計画なのか疑義がある。このため、「高度実践看護コース」について、履修指導や課題研究指導その他の配慮措置を含め、修業年限2年の中で、学生の学修時間が十分に確保される適切な教育課程が編成されていることを明確に説明すること。(是正事項)・・・26ページ

3 「助産コース」の教育課程について、修了要件が「61単位以上を修得し、課題研究の審査に合格した者」と設定されており、「助産コース」の学生は、修業年限2年の中でこれら全てを履修した上で、課題研究指導を受けるためには、相当に過密な履修スケジュールになると考えられるが、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.23で「講義・演習科目と、実習科目が多いため、課題などを計画的に進めるよう促すとともに、教員も取り組み状況を確認しつつ進める」と説明しているものの、「高度実践看護コース」のように科目履修年度を定めている説明もないため、十分な学修時間が確保される計画なのか疑義がある。このため、「助産コース」について、履修指導や課題研究指導その他の配慮措置を含め、修業年限2年の中で、学生の学修時間が十分に確保される適切な教育課程が編成されていることを明確に説明すること。(是正事項)・・・30ページ

【入学者選抜】

4 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」のp. 49「5 選抜方法及び募集人員」では、一般選抜と社会人選抜のいずれも同じ入試科目が課される計画であると見受けられるものの、選抜方法については「面接では、アドミッション・ポリシーに基づいて選抜を行う」としか説明されておらず、「英語（読解）」及び「看護専門（記述）」に関して説明されていないため、それぞれの選抜方法によって、アドミッション・ポリシーに基づき何を評価・判定するのか判然としない。また、同書類p. 45に記載しているアドミッション・ポリシーの5. において「助産コース志願者は、・・・『一般選抜』及び『社会人選抜』の区分で入学者選抜を行う」ことを掲げているが、同書類のp. 49「5 選抜方法及び募集人員」では、「助産コース」に限らず一般選抜と社会人選抜を実施する計画であるように見受けられることに加えて、両区分の選抜方法や評価基準の違いに関する説明がないため、一般選抜と社会人選抜の位置づけが不明確である。このため、一般選抜と社会人選抜それぞれの選抜区分・選抜方法において、アドミッション・ポリシーに基づき何を評価・判定するのか具体的に説明した上で、アドミッション・ポリシーに基づき適切な選抜方法が設定されていることを明確に説明すること。（是正事項）・・・34ページ

5 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p. 45において、アドミッション・ポリシー5. について、「学士の学位を有しない社会人についても出願資格を与えることとし」と説明しており、同書類p. 45「2 選抜区分及び出願資格（博士前期課程）」においても出願することを認めると記載されているが、学士の資格を有さない者の入学資格の判断についての記載が見受けられないため、アドミッション・ポリシーで説明されている意図が判然としない。また、同書類p. 47「(4) 社会人選抜（研究コース）」において、他の区分で求める「実務経験」とは異なり「3年以上の職務経験を有する者」と説明されているが、どのような「職務経験」を求めているのかが判然としない。加えて、同箇所において「大学入学資格を有し」と説明しているが、「大学院入学資格」の誤りではないかと思われるものの、判然としない。このため、受験生に対して誤解を生じさせる懸念があることから、適切に改めること。（是正事項）・・・37ページ

【教育研究実施組織】

6 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。（是正事項）・・・45ページ

7 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の p.51「3 教員組織の年齢構成」においては、本学の定年規定に基づく定年年齢に達する者は「学長」、「副学長」、「学部長及び図書館長」及び「研究科長」の任期に関する規程により、「それぞれ4年間の任期制の職としているため、定年年齢は適用されない」と説明し、「学年進行中に定年退職を迎える教員はいない」と説明している。しかしながら、各役職の任期に関する規程において定められている任期は、役職に就く任期を定めているものと見受けられ、本学の教員として定年規程が適用されない取扱いであることが確認できないが、本学の定年規程が未提出であるため、取扱いが判然としない。このため、本学の定年規程を提出するとともに、年齢構成を踏まえた教育研究の継続性の観点から、改めて適切な教育研究実施組織が編制されていることを説明すること。【研究科共通】（改善事項）・・・46ページ

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【設置の趣旨・目的等】

1. (1) 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の p.12 「2 博士前期課程及び博士後期課程を同時設置する理由」において、「第1に、研究の継続性が得られること」を挙げている。しかしながら、博士前期課程の教育課程にある専門領域のうち、「看護マネジメント学領域」、「家族看護学領域」、「小児看護学領域」、「成人看護学領域」及び「在宅看護学領域」に関する領域が博士後期課程の教育課程上見受けられないことから、両課程を通じて「研究の継続性が得られる」計画なのか疑義がある。このため、両課程の「研究の継続性」が適切に担保されている計画であることについて具体的に説明すること。【研究科共通】

(対応)

審査意見への対応を記載した書類 (資料編) 資料1-1に示すように、博士前期課程で「看護マネジメント学領域」「家族看護学領域」「小児看護学領域」「成人看護学領域」「在宅看護学領域」を修了した者が、博士後期課程に進む場合には、博士前期課程で取り組んだ研究課題はより分化・昇華したものになっていくと考えられるため、博士後期課程では、より分化・昇華した研究課題に関連する領域で取り扱い、博士前期課程における研究の継続性の担保を図る。具体的には、高齢者の家族の問題を研究課題とする場合は、老年看護学領域、小児領域で子どもの精神的な問題を取り扱う場合は精神看護学領域、在宅領域で訪問看護ステーションの経営をテーマとする場合は医療経営学領域でそれぞれ博士前期課程での研究課題が継続できるようにする、ということである。また、看護マネジメントは、いずれの領域にも共通するので、どの領域の看護管理を取り扱うにより該当する領域で研究を継続することができる。さらに、複数指導体制をとることから、博士前期課程の「看護マネジメント学領域」「家族看護学領域」「小児看護学領域」「成人看護学領域」「在宅看護学領域」の教員が指導に加わることが可能である。

これらの説明を「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「第2章 2 博士前期課程及び博士後期課程を同時設置する理由」、「第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 3 研究指導」、「第7章 基礎となる学部 (又は修士課程) との関係」、「第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色 2 研究の分野及び研究体制 (2) 博士後期課程」に追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
---	---

【12ページ】

第2章 修士課程までの構想か、又は、
博士課程の設置を目指した構想か

2 博士前期課程及び博士後期課程を
同時設置する理由

第1に、研究の継続性が得られることである。将来、教育者や研究者を目指して博士前期課程で学修する者にとって、当初から博士後期課程を備えた研究科であることは、研究課題の選択と継続的な研究活動にかかわる重要事項である。博士後期課程があることで、博士前期課程の学生の学修において先の見通しが立ち、学修意欲の向上にもつながるほか、前期課程で研究の基礎を学び、後期課程への進学後も連続して一貫した研究指導を受けながら、研究する能力を育むことができる。

看護学専攻においては、前期課程と後期課程の専門領域が完全に一致しているわけではない。しかし、前期課程で研究指導を行った多くの教員が後期課程においても研究指導ができる体制となっている。そのため、前期課程のみで後期課程に同様の領域がない基盤看護学分野の「看護マネジメント学」「家族看護学」、地域包括ケア看護学分野の「小児看護学」「成人看護学領域」「在宅看護学領域」「クリティカルケア看護学」の領域の前期課程修了者が後期課程に進む場合には、前期課程での研究を通じて、より分化・昇華した研究課題に最も関連の深い領域において、研究を継続するものとする。

【12ページ】

第2章 修士課程までの構想か、又は、
博士課程の設置を目指した構想か

2 博士前期課程及び博士後期課程を
同時設置する理由

第1に、研究の継続性が得られることである。将来、教育者や研究者を目指して博士前期課程で学修する者にとって、当初から博士後期課程を備えた研究科であることは、研究課題の選択と継続的な研究活動にかかわる重要事項である。博士後期課程があることで、博士前期課程の学生の学修において先の見通しが立ち、学修意欲の向上にもつながるほか、前期課程で研究の基礎を学び、後期課程への進学後も連続して一貫した研究指導を受けながら、研究する能力を育むことができる。

<p>【29ページ】</p> <p>第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>3 研究指導</p> <p>(2) 博士後期課程</p> <p>学生は、進学あるいは受験時にあらかじめ定め、事前相談を行い、教員側が認めた場合、受験ができる。<u>前期課程のみで後期課程に同様の領域がない「看護マネジメント学」「家族看護学」「小児看護学」「成人看護学領域」「在宅看護学領域」「クリティカルケア看護学」の領域の修了者が後期課程に進む場合には、前期課程の指導教員と相談し、後期課程での研究課題に最も関連の深い領域で事前相談を行う。</u></p> <p>学生は入学・進学後、定められた日程までに研究指導教員の許可を得て、総務学生課に研究指導教員を報告する。研究指導教員は、博士課程前期の研究との継続性、発展性を考慮し、早期から学生が自身の研究課題を明確にし、課題解決に取り組めるように支援する。また、副研究指導教員は、研究指導教員と協力して、学生の研究指導を行い、研究指導教員とは別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成に関して研究指導教員と学生に対し独立して意見を述べ、学生の研究と論文に客観性を付与する。<u>「看護マネジメント学」「家族看護学」「小児看護学」「成人看護学」「在宅看護学」「クリティカルケア看護学」の修了者については、前期課程の指導教員が副指導教員として継続して研究指導に関われるよう配慮する。</u></p>	<p>【25ページ】</p> <p>第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>3 研究指導</p> <p>(2) 博士後期課程</p> <p>学生は、進学あるいは受験時にあらかじめ定め、事前相談を行い、教員側が認めた場合、受験ができる。学生は入学・進学後、定められた日程までに研究指導教員の許可を得て、総務学生課に研究指導教員を報告する。研究指導教員は、博士課程前期の研究との継続性、発展性を考慮し、早期から学生が自身の研究課題を明確にし、課題解決に取り組めるように支援する。また、副研究指導教員は、研究指導教員と協力して、学生の研究指導を行い、研究指導教員とは別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成に関して研究指導教員と学生に対し独立して意見を述べ、学生の研究と論文に客観性を付与する。</p>
---	--

<p>【36ページ】</p> <p>第7章 基礎となる学部（又は修士課程）との関係</p> <p>（2）博士後期課程</p> <p>基盤看護学分野においては、看護援助学、感染看護学を開設する。また地域包括ケア看護学分野では老年看護学、精神看護学、公衆衛生看護学、医療経営学を開設する。これらの分野は、健康課題が複合化、複雑化、高度化する現代社会において新たな知見、技術、ツール、システムのイノベーション、構築が求められる領域であり、地域包括ケアシステムの実効に向けて重要な領域である。<u>前期課程の基盤看護学分野の看護マネジメント学、家族看護学、地域包括ケア看護学分野の小児看護学、成人看護学、在宅看護学、助産学分野については、研究課題の内容に応じて、これらの領域のいずれかに包含されるものとする。</u></p> <p>「<u>図 看護学部と看護学研究科との関係図</u>」を修正</p>	<p>【32ページ】</p> <p>第7章 基礎となる学部（又は修士課程）との関係</p> <p>（2）博士後期課程</p> <p>基盤看護学分野においては、看護援助学、感染看護学を開設する。また地域包括ケア看護学分野では老年看護学、精神看護学、公衆衛生看護学、医療経営学を開設する。これらの分野は、健康課題が複合化、複雑化、高度化する現代社会において新たな知見、技術、ツール、システムのイノベーション、構築が求められる領域であり、地域包括ケアシステムの実効に向けて重要な領域である。</p> <p><u>図 看護学部と看護学研究科との関係図</u></p>
<p>【55ページ】</p> <p>第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色</p> <p>2 研究の分野及び研究体制</p> <p>（2）博士後期課程</p> <p>「基盤看護学分野」では、博士前期課程より範囲を広げ、急性期、慢性期、在宅の場における患者の症状をマネジメントするための看護援助に関する課題を取り扱う「看護援助学」、及び院内・施設、地域での感染管理の課題を取り扱う「感染看護学」で、学修・研究を行う。</p>	<p>【51ページ】</p> <p>第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色</p> <p>2 研究の分野及び研究体制</p> <p>（2）博士後期課程</p> <p>「基盤看護学分野」では、博士前期課程より範囲を広げ、急性期、慢性期、在宅の場における患者の症状をマネジメントするための看護援助に関する課題を取り扱う「看護援助学」、及び院内・施設、地域での感染管理の課題を取り扱う「感染看護学」で、学修・研究を行う。</p>

<p>また、「地域包括ケア看護学分野」では、主に高齢および地域での心身の健康な生活を支援するためのシームレスな看護の実践の課題を取り扱う「公衆衛生看護学」及び「精神看護学」、並びに主に施設運営等に関する課題を取り扱う「医療経営学」を置いて学修・研究を行う。</p> <p><u>前期課程の基盤看護学分野の看護マネジメント学、家族看護学、地域包括ケア看護学分野の小児看護学、成人看護学、在宅看護学、クリティカルケア看護学、助産学分野の助産学については、研究課題の内容に応じて、これらの領域のいずれかにおいて、学修・研究を行う。</u></p>	<p>また、「地域包括ケア看護学分野」では、主に高齢および地域での心身の健康な生活を支援するためのシームレスな看護の実践の課題を取り扱う「公衆衛生看護学」及び「精神看護学」、並びに主に施設運営等に関する課題を取り扱う「医療経営学」を置いて学修・研究を行う。</p>
--	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【設置の趣旨・目的等】

1. (2)「研究コース」のディプロマ・ポリシーについて、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p. 9において、看護の実践能力を有することが(イ)に掲げられているなど、研究に特化した人材を想定したディプロマ・ポリシーには見受けられず、「研究コース」においてどのような人材を養成するのか、またそれに基づくコース名称が適切なのか、判然としないことから、本専攻における「研究コース」の位置づけが不明確である。また、「高度実践看護コース」及び「助産コース」については、「研究コース」のディプロマ・ポリシーに「加えて」、それぞれのディプロマ・ポリシーが設定されていることから、「研究コース」のディプロマ・ポリシーは、他の2つのコースのベースになっている計画であるように見受けられる。しかしながら、同書類の p. 33 に示された「図 看護学部と看護学研究科との関係図」では、「研究コース」は他の2つのコースと並列に記載されていることや、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の資料5-4「履修モデル」で示されているコースごとの履修科目を確認すると、「高度実践看護コース」及び「助産コース」の履修モデルからは「研究コース」の履修がベースになっているとは見受けられないことから、「高度実践看護コース」及び「助産コース」のディプロマ・ポリシーにおいて「研究コース」のディプロマ・ポリシーを含むことの妥当性について疑義がある。このため、「研究コース」において養成する人材はどのような人材なのかを明らかにした上で、適切なディプロマ・ポリシーになるよう必要に応じて適切に改めるとともに、「高度実践看護コース」及び「助産コース」のディプロマ・ポリシーに「研究コース」のディプロマ・ポリシーを含めることの妥当性について、具体的に説明すること。また、関係する資料を必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見を受け、各コースで養成を目指す人材像を修正し、研究コースが保健医療福祉の課題の解決を目指す研究者の養成を目指しているコースであり、高度実践看護コース・助産コースではそれぞれの専門領域の実践における課題を科学的に分析できる能力を備えた高度実践者の養成を求めていることが明確になるよう、研究コース、高度実践看護コース、助産コースのディプロマ・ポリシーを修正・加筆した。

研究コースでは、専門領域についての深い理解と研究活動を通して保健医療福祉に関わる課題解決や看護学全体の発展に寄与し、自己教育力と高いプロフェッショナル意識・倫理観を持った人材の養成を目指す。このような人材像に対応して、研究コースのディプロマ・ポリシーを(ア)看護学研究を進める上で必要な研究手法を修得し、設定した研究課題を研究のプロセスに沿って科学的に解決する能力を有している、(イ)地

域や社会の保健医療福祉に関わる課題解決及び看護ケアの向上に資する研究を遂行する能力を有している、(ウ) 保健・医療・福祉専門職として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力を有している、とした。

高度実践看護コースでは、実践における課題解決に向け、科学的根拠に基いて思考・分析できる人材、より高度な専門性と精通した臨床判断に基づきケアとキュアを融合した看護を実践できる人材、現場でリーダーシップを発揮し多職種と協働・連携し、教育的役割・調整者としての役割を果たすことで地域包括ケアシステムを推進できる人材の養成を目指す。特に実践については、特定行為研修も受講可能であることを反映し、専門領域に精通した臨床判断に基づいてケアとキュアを融合した看護実践を提供できる人材の養成を目指すことが、本研究科の高度実践看護コースの特徴である。したがって高度実践看護コースのディプロマ・ポリシーは研究コースのディプロマ・ポリシーへの上乗せではなく、このような人材像に対応して、(ア) 看護学研究の基本的な研究手法を理解し、専門領域の実践における課題を科学的な視点を持って分析する能力を有している、(イ) 専門領域に精通した臨床判断に基づき、ケアとキュアを融合する看護実践力を有している、(ウ) リーダーシップとフォロワーシップを発揮して多職種・組織メンバーと連携・協働し、より質の高いケアを行うための相談、調整ができる、(エ) 看護職を含む組織のケア提供者に対して、専門的な知識や能力を活用し、教育的役割を果たすことができる、(オ) 患者・利用者・家族に生じている倫理的な問題や葛藤の解決をはかり、患者・利用者・家族の権利、尊厳を守ることができる、とした。

助産コースでは、実践における課題解決に向け、科学的根拠に基いて思考・分析できる人材、高度な助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を有し、多様な年代の女性の性と生殖に関わる健康増進のために、生命への尊厳と多様な価値観への配慮をもって支援できる人材の養成を目指す。したがって、助産コースのディプロマ・ポリシーは、研究コースのディプロマ・ポリシーへの上乗せではなく、このような人材像に対応して、(ア) 看護学研究の基本的な研究手法を理解し、助産領域の実践における課題を科学的な視点を持って分析する能力を有している、(イ) 専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を有している、(ウ) 周産期のみならずライフサイクル全般にあるすべての女性、子ども、家族そして地域社会に対して健康増進を考え、生命への尊厳を持って、個人の価値観を尊重した適切な相談、教育、支援を行うことができる、とした。

3コースのディプロマ・ポリシーの修正と合わせ、設置の趣旨等を記載した書類の第7章36ページ 図「看護学部と看護学研究科、博士前期と後期との関係」に3コースが養成する人材像が異なることを反映させた。

また、上記の修正に加えて、再度、高度実践看護学コース、助産コースのディプロマ・ポリシーを見直したところ、加筆・修正の必要があると思われる部分についても併せて

加筆・修正を行った。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【9ページ】</p> <p>第1章 設置の趣旨及び必要性</p> <p>5 看護学研究科において養成する人材像</p> <p>博士前期課程においては、<u>研究コース、高度実践看護コースおよび助産コースを設ける。それぞれのコースで養成する人材像は以下のとおりである。</u></p> <p><u>研究コースでは、専門領域についての深い理解と研究活動を通して保健医療福祉に関わる課題解決や看護学全体の発展に寄与し、自己教育力と高いプロフェSSIONAL意識・倫理観を持った人材の育成を目指す。</u></p> <p><u>高度実践看護コースでは、実践における課題をその解決に向け、科学的根拠に基づいて思考・分析できる人材、より高度な専門性と精通した臨床判断に基づきケアとキュアを融合した看護を実践できる人材、現場でリーダーシップを発揮し多職種と協働・連携し、教育的役割・調整者としての役割を果たすことで地域包括ケアシステムを推進できる人材の養成を目指す。</u></p> <p><u>助産コースでは、実践における課題をその解決に向け、科学的根拠に基づいて思考・分析できる人材、高度な助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を有しかつ多様な年代の女性の性と生殖に関わる健康増進のために、生命への尊厳と多様な価値観への配慮をもって支援できる人材の養成を目指す。</u></p>	<p>【9ページ】</p> <p>第1章 設置の趣旨及び必要性</p> <p>5 看護学研究科において養成する人材像</p> <p>博士前期課程においては、<u>高度な専門性を有し、科学的根拠と倫理観に基づいて思考・分析し保健医療福祉に関わる課題を解決できる人材、現場でリーダーシップを発揮し多職種と協働・連携するなど地域包括ケアシステムを推進できる人材、研究活動を通して看護学全体の発展に寄与できる人材、より高度な専門性と精通した臨床判断に基づきケアとキュアを融合した看護を実践できる人材及び助産管理の基盤・実践能力を有しかつ多様な年代の女性の性と生殖に関わる健康を支援できる人材とする。</u></p>

<p>6 ディプロマポリシー</p> <p>(1) 博士前期課程</p> <p>所定の単位を修得し、次のような研究能力や看護実践能力を有する者に修士(看護学)の学位を授与する。</p> <p>ア 研究コース</p> <p>(ア) <u>看護学研究を進める上で必要な研究手法を修得し、設定した研究課題を研究のプロセスに沿って科学的に解決する能力を有している。</u></p> <p>(イ) <u>地域や社会の保健医療福祉に関わる課題解決及び看護ケアの向上に資する研究を遂行する能力を有している。</u></p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉専門職として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力を有している。</p> <p>イ 高度実践看護コース</p> <p>(ア) <u>看護学研究の基本的な研究方法を理解し、専門領域の実践における課題を科学的な視点を持って分析する能力を有している。</u></p> <p>(イ) 専門領域に精通した臨床判断に基づき、ケアとキュアを融合する看護実践力を有している。</p> <p>(ウ) リーダーシップとフォロワーシップを発揮して多職種・組織メンバーと連携・協働し、よ</p>	<p>6 ディプロマポリシー</p> <p>(1) 博士前期課程</p> <p>所定の単位を修得し、次のような研究能力や看護実践能力を有する者に修士(看護学)の学位を授与する。</p> <p>ア 研究コース</p> <p>(ア) <u>看護学研究を進める上での一般的手法を理解し、課題を科学的に解決する能力を有している。</u></p> <p>(イ) <u>地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて保健、医療、福祉の場で、リーダーシップを発揮し、多職種・多機関と連携・協働し、看護倫理に基づく実践能力を有している。</u></p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉専門職として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力を有している。</p> <p>イ 高度実践看護コース</p> <p><u>高度実践看護コースでは、上記(研究コース)に加えて</u></p> <p>(ア) 専門領域に精通した臨床判断に基づき、ケアとキュアを融合する看護実践力を有している。</p> <p>(イ) リーダーシップとフォロワーシップを発揮して多職種・組織メンバーと連携・協働し、より質の高いケアを行うための相談、調整ができる。</p> <p>(ウ) 看護職を含む組織のケア提供</p>
--	---

<p>り質の高いケアを行うための相談、調整ができる。</p> <p>(エ) <u>看護職を含む組織のケア提供者に対して、専門的な知識や能力を活用し、教育的役割を果たすことができる。</u></p> <p>(オ) <u>患者・利用者・家族に生じている倫理的問題や葛藤の解決をはかり、患者・利用者・家族の権利、尊厳を守ることができる。</u></p> <p>【10ページ】</p> <p>ウ 助産コース</p> <p>(ア) <u>看護学研究の基本的な研究方法を理解し、助産領域の実践における課題を科学的な視点を持って分析する能力を有している。</u></p> <p>(イ) <u>専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を有している。</u></p> <p>(ウ) <u>周産期のみならずライフサイクル全般にあるすべての女性、子ども、家族そして地域社会に対して健康増進を考え、生命への尊厳を持って、個人の価値観を尊重した適切な相談、教育、支援を行うことができる。</u></p>	<p>者に対して、専門的な知識や能力を活用し、教育的役割を果たすことができる。</p> <p>【10ページ】</p> <p>ウ 助産コース</p> <p><u>助産実践コースでは、上記(研究コース)に加えて、</u></p> <p>(ア) <u>専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を有している。</u></p> <p>(イ) <u>周産期のみならずライフサイクル全般にあるすべての女性、乳幼児、家族そして地域社会に対して健康増進を考え適切な相談、教育、支援を行うことができる。</u></p> <p>(ウ) <u>生命誕生の自然的必然性、神秘性を理解し、人々の尊厳を最優先に考え、個々の文化や価値観を尊重することができる。</u></p>
--	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【設置の趣旨・目的等】

1. (3) 審査意見1(2)のとおり、要請する人材像及びディプロマ・ポリシーの妥当性が判断できないため、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの妥当性も判断できない。このため、関連する意見への対応を踏まえつつ、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが適切に設定されていることについて、図や表を用いつつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見を受け、研究コースが保健医療福祉の課題解決や看護ケアの質向上に資する研究を遂行する力を備えた研究者、高度実践看護コース・助産コースがそれぞれの専門領域における課題を科学的に分析する能力を備えた高度実践者の養成を求めていることが明確になるよう加筆修正した。

それぞれのコースの養成する人材像、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの整合性を点検し、設置の趣旨等を記載した書類の「第4章教育課程の編成の考え方及び特色 1. 博士前期課程の編成の考え方及び特色」、「第11章 入学者選抜の概要」について修正加筆を行い、資料に各コースで養成する人材像とディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの対応表を追加した。

【資料】

審査意見への対応を記載した書類(資料編) 資料1-2

設置の趣旨等を記載した書類(資料編) 資料4-1

以下に、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの関連について説明する。

教育課程は、3つのコースで共通する看護学研究の基本的な研究方法及び広い視野で看護学を学び、教育研究者、高度実践者、看護管理者として態度の基盤となる科目から構成する「看護学基盤科目」、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための基礎となる「専門基礎科目」を配置し、また、それぞれのコースのディプロマ・ポリシーに対応して、研究コースでは「看護学専門科目」、高度実践看護コースでは「高度実践看護コース科目」、助産コースでは「助産専門科目」を置く。

研究コースでは、各研究教育分野における専門性を深め、博士後期課程につながる研究能力を修得するために、「看護学専門科目」に、研究課題の明確化、研究計画の立案と実施、結果の分析及び考察という論文作成のプロセスを網羅する科目を配置する。

研究コースにおいては、「看護学基盤科目」「専門基礎科目」「看護学専門科目」の履修を通じて、ディプロマ・ポリシーである（ア）看護学研究を進める上で必要な研究手法を修得し、設定した研究課題を研究のプロセスに沿って科学的に解決する能力を有している、（イ）地域や社会の保健医療福祉に関わる課題解決及び看護ケアの向上に資する研究を遂行する能力を有している、（ウ）保健・医療・福祉専門職として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力を有している、といった能力の修得を目指す。

高度実践看護コースでは、「高度実践看護コース科目」「課題研究科目」で、専門分野におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健医療福祉チーム内の調整力、実践の課題を科学的に分析する能力の育成を目指し、看護実践力の高い専門看護師とタイアップして日本看護系大学協議会で認定された専門看護師教育を展開する。また、臨床判断に基づいてケアとキュアを融合したより高度な看護実践を提供する能力を修得するための「特定行為研修区分別科目」を配置し、「専門基礎科目」、「看護学基盤科目」の定められた科目を選択することにより、特定行為研修修了の認定を得ることができる。

高度実践看護コースにおいては、「看護学基盤科目」「専門基礎科目」「高度実践看護コース科目」の履修を通じて、ディプロマ・ポリシーである（ア）看護学研究の基本的な研究手法を理解し、専門領域の実践における課題を科学的な視点を持って分析する能力を有している、（イ）専門領域に精通した臨床判断に基づき、ケアとキュアを融合する看護実践力を有している、（ウ）リーダーシップとフォロワーシップを発揮して多職種・組織メンバーと連携・協働し、より質の高いケアを行うための相談、調整ができる、（エ）看護職を含む組織のケア提供者に対して、専門的な知識や能力を活用し、教育的役割を果たすことができる、（オ）患者・利用者・家族に生じている倫理的な問題や葛藤の解決をはかり、患者・利用者・家族の権利、尊厳を守ることができる、といった能力の修得を目指す。

助産コースでは、「助産専門科目」に専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤を修得し、助産師国家試験資格取得に必要な科目を置く。「助産専門科目」には、これらの科目に加え、実践の課題を科学的に分析する能力を育成する課題研究、地域の多職種と連携してハイリスクのある妊婦に対応でき、多様な年代の性と生殖に関わる健康問題に答えられる専門的知識・技術や倫理的態度を育成する科目を置く。

助産コースにおいては、「看護学基盤科目」「専門基礎科目」「助産専門科目」の履修を通じて、ディプロマ・ポリシーである（ア）看護学研究の基本的な研究手法を理解し、助産領域の実践における課題を科学的な視点を持って分析する能力を有している、（イ）専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を有している、（ウ）周産期のみならずライフサイクル全般にあるすべての女性、子ども、家族そして地域社会に対して健康増進を考え、生命への尊厳を持って、個人の価値観を

尊重した適切な相談、教育、支援を行うことができる、といった能力の修得を目指す。

なお、いずれのコースにおいても、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性を点検し、これまで選択としていた「看護学基盤科目」の看護倫理学を選択から必修とし、学則も併せて修正した（提出資料の学則を修正）。

次に、それぞれのコースにおいてディプロマ・ポリシーを達成するための具体的な科目の履修とアドミッション・ポリシーとの関連について説明する。

研究コースの教育課程においては、看護学研究を進めるために基盤となる能力を看護学基盤科目のうち看護学研究方法論Ⅰ（概論）などの研究に関連する科目の履修を通して修得した後、看護学専門科目の講義Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ・Ⅱを通してそれぞれの専門領域における研究課題を明確にし、研究Ⅰ～Ⅲで研究計画の立案、研究の実施、修士論文の作成を行い、この過程を通して地域や社会の保健医療福祉の課題解決、看護ケアの向上に資する研究を遂行する能力を養う。また、看護学基盤科目のうち看護倫理学等の広い視野で看護を学び、教育研究者として態度の基盤となる科目、科学的根拠に基づいた高度な看護実践の基礎となる病態生理学等の専門基礎科目の履修により、保健・医療・福祉専門職として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力を涵養する。

これに対応して、研究コースにおける入学者の選抜においては、研究方法の修得と修士論文作成に必要となる「幅広い基礎学力と希望する専攻領域の基礎知識を有する人」、専門領域での研究を遂行するために「看護学を通じて地域包括ケアシステムの改善・発展に貢献する意志を有する人」、生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観を持って行動できる人材へと成長できる「人間や社会に対して広く興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人」を受け入れる。

高度実践看護学コースの教育課程においては、看護学基盤科目のうち看護学研究方法論Ⅰ（概論）などの研究に関連する科目の履修を通して看護学研究の基本的な研究方法について学修した後、専門領域の課題をテーマとした課題研究を通して、実践における課題を科学的な視点から分析する能力を養う。専門領域に精通した臨床判断に基づいて、ケアとキュアを融合した看護実践を提供する能力は、科学的根拠に基づいた高度な看護実践の基礎となる病態生理学等の専門基礎科目の履修と各専門領域の講義Ⅰ、講義Ⅱ、講義Ⅲ（領域によっては講義Ⅳ、講義Ⅴ）、演習Ⅰ、演習Ⅱ、（領域によっては演習Ⅲ、演習Ⅳ）、実習Ⅰ、実習Ⅱ、実習Ⅲ（領域によっては実習Ⅳ、実習Ⅴ）、特定行為研修の受講希望者については、さらに特定行為研修区分別科目によって修得する。相談・調整、教育、倫理調整能力については、看護学基盤科目のうち看護倫理学等の広い視野で看護を学び、実践者として態度の基盤となる科目、各専門領域の講義Ⅰ、講義Ⅱ、講義Ⅲ（領域によっては講義Ⅳ、講義Ⅴ）、演習Ⅰ、演習Ⅱ、（領域によっては演習Ⅲ、演習Ⅳ）、実習Ⅰ、実習Ⅱ、実習Ⅲ（領域によっては実習Ⅳ、実習Ⅴ）、特定行為研修の受講希望者については、さらに特定行為研修区分別科目によって修得する。

以上より、高度実践看護学コースにおける入学者の選抜においては、研究方法の理解と課題研究の実施に必要となる「幅広い基礎学力と希望する専攻領域の基礎知識を有する人」、講義・演習・実習を通して専門看護師の役割である実践、相談・調整、教育、倫理調整を行う能力を修得するうえで必要となる「人間や社会に対して広く興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人」「看護学を通じて地域包括ケアシステムの改善・発展に貢献する意志を有する人」「対応する分野の実務経験を有し、専門看護師の資格取得を志す人」を受け入れる。

助産コースの教育課程においては、看護学基盤科目のうち看護学研究方法論Ⅰ（概論）などの研究に関連する科目の履修を通して看護学研究の基本的な研究方法について学修した後、助産領域の実践における課題をテーマとした課題研究を実施することを通して助産領域の実践における課題を科学的な視点から分析する能力を養う。助産実践能力、助産管理の基盤となる能力は、科学的根拠に基づいた高度な看護実践の基礎となる病態生理学等の専門基礎科目の履修、基礎助産学、助産診断・技術学、助産管理、臨地実習といった助産専門科目の履修により修得する。ライフサイクル全般にあるすべての女性、子ども、家族そして地域社会に対して適切な相談、教育、支援を行う能力は、看護学基盤科目のうち看護倫理学等の広い視野で看護を学ぶための看護学の基盤となる科目、助産専門科目の地域母子保健の履修により修得する。

以上より、助産コースにおける入学者の選抜においては、研究方法の修得と課題研究の実施に必要となる「幅広い基礎学力と希望する専攻領域の基礎知識を有する人」、講義・演習・実習を通して助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を修得するうえで必要となる「助産師の免許取得を志す人で、看護師資格又は看護師国家試験受験資格を有する者」、ライフサイクル全般にあるすべての女性、子ども、家族そして地域社会に対して生命への尊厳をもって個人の価値観を尊重した適切な相談、教育、支援を行う能力の基盤となる「人間や社会に対して広く興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人」を受け入れる。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【15ページ】</p> <p>第4章 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>1 博士前期課程の編成の考え方及び特色</p> <p>○カリキュラム・ポリシー</p> <p>博士前期課程では、より卓越した看護実践能力や研究能力を有し、看護学</p>	<p>【15ページ】</p> <p>第4章 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>1 博士前期課程の編成の考え方及び特色</p> <p>○カリキュラム・ポリシー</p> <p>博士前期課程では、より卓越した看護実践能力と研究能力を有し、看護学</p>

の研究や教育、看護実践・管理に携わることのできる研究者・教育者・高度看護実践者を育成するために、研究コース、高度実践看護コース（特定行為研修選択可）、助産コースを設け、次のような教育課程を編成する。

・「看護学基盤科目」には看護学研究に必要なとなる研究方法論に関する科目に加えて看護倫理学、看護理論等実践の振り返りや刷新に寄与する科目を設定し、看護研究方法論Ⅰおよび看護倫理学は3コースの必修科目としている。「専門基礎科目」では、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための基礎となる科目を配置した。「看護基盤科目」、「専門基礎科目」は3コースの学生が履修可能とし、本研究科が養成する看護実践能力と研究能力を有した人材を担保する科目である。

また、それぞれのコースのディプロマ・ポリシーに対応して、研究コースでは「看護学専門科目」、高度実践看護コースでは「高度実践看護コース科目」、助産コースでは「助産専門科目」を置く。これらの科目は講義、演習、研究、実習によって構成する。

・研究コースでは、「看護学専門科目」に、研究課題の明確化、研究計画の立案と実施、結果の分析及び考察という論文作成のプロセスを通じて、各研究教育分野におけるより専門性を深め、博士後期課程につながる研究能力を修得する科目を配置する。論文作成にあたり、研究計画の中間報告や複数教員による、組織的で計画的な研究指導体制をとる。

の研究や教育、看護実践・管理に携わることのできる研究者・教育者・高度看護実践者を育成する。研究コースに加え、高度実践看護コース（特定行為研修選択可）、助産コースを設け、次のような教育課程を編成する。

・研究方法及び広い視野で看護を学ぶための看護学の基盤となる科目から構成する「看護学基盤科目」、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための基礎となる「専門基礎科目」を配置し、また、各研究教育分野におけるより深い専門性を学ぶ「看護学専門科目」、「高度実践看護コース科目」、「助産学専門科目」を置く。これらの科目は講義、演習、研究、実習によって構成する。

・研究コースでは、論文作成にあたり、研究計画の中間報告や複数教員による、組織的で計画的な研究指導体制をとる。

・高度実践看護コースでは、「高度実践看護コース科目」に、専門分野におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健医療福祉チーム内の調整力などの育成を目的とした科目、実践の課題を科学的に分析する能力を育成する課題研究を置き、看護実践力の高い専門看護師とタイアップして日本看護系大学協議会で認定された専門看護師教育を展開する。また、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための「特定行為研修区分別科目」を配置し、「専門基礎科目」、「看護学基盤科目」の定められた科目を選択することにより、特定行為研修修了の認定を得ることができる。

・助産コースでは、「助産専門科目」に専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤を修得し、助産師国家試験資格取得に必要な科目を置く。これらの科目に加え、実践の課題を科学的に分析する能力を育成する課題研究、地域の多職種と連携してハイリスクのある妊婦に対応でき、多様な年代の性と生殖に関わる健康問題に応えられる専門的知識・技術や倫理的態度を育成する科目を置く。

【16ページ】

(1) 専門基礎科目の配置

科学的根拠に基づいた高度な看護実践の基礎となる知識・技術を習得するための病態生理学、フィジカルアセスメント、臨床薬理学等の「専門基礎科目」を配置している。専門基礎科目は、全てのコースの学生が履修

・高度実践看護コースでは、専門分野におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健医療福祉チーム内の調整力などの育成を目指し、看護実践力の高い専門看護師とタイアップして日本看護系大学協議会で認定された専門看護師教育を展開する。また、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための「特定行為研修区分別科目」を配置し、「専門基礎科目」、「看護学基盤科目」の定められた科目を選択することにより、特定行為研修受講の認定を得ることができる。

・助産コースでは、助産師国家試験資格取得に必要な科目のみならず、地域の多職種と連携してハイリスクのある妊婦に対応でき、多様な年代の性と生殖に関わる健康問題に応えられる専門的知識・技術や倫理的態度を育成する科目を置く。

(1) 専門基礎科目の配置

科学的根拠に基づいた高度な看護実践の知識・技術の基礎となる、病態生理学、フィジカルアセスメント、臨床薬理学等の「専門基礎科目」を配置している。

することができる。

(2) 看護学基盤科目の配置

「看護学基盤科目」の中に、広い視野で看護を学び、教育研究者・高度実践者としての態度、保健・医療・福祉専門職として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力を涵養する上で基盤となる看護倫理学、看護コンサルテーション論、看護教育論等を配置している。また、看護学研究を実施するうえで基礎となる能力を育成するための[看護研究方法論Ⅰ（概論）]に加えて、[研究方法論Ⅱ（観察研究発展）][研究方法論Ⅲ（質的研究発展）][統計学の基礎]を置いている。看護学基盤科目は、全てのコースの学生が履修することができる。

(3) 各コースにおける科目の配置

それぞれのコースのディプロマ・ポリシーに対応し、《研究コース》では、<看護援助学><感染看護学><家族看護学><看護マネジメント学><小児看護学><成人看護学><老年看護学><精神看護学><公衆衛生看護学><在宅看護学><医療経営学>の各専門領域の「看護学専門科目」を置く。看護学専門科目の講義Ⅰは高度実践看護学コース、助産コースの学生も履修することができる。

次に《高度実践看護コース》では、<高度実践家族看護学><高度実践精神

(2) 看護学基盤科目の配置

広い視野で看護を学ぶための看護学の基盤となる看護倫理学、看護コンサルテーション論、看護教育論等の「看護学基盤科目」を配置している。また、研究力を育成するため[看護研究方法論Ⅰ（概論）]に加えて、[研究方法論Ⅱ（観察研究発展）][研究方法論Ⅲ（質的研究発展）][統計学の基礎]を置いている。

【16ページ】

(3) 看護学専門科目の配置

看護学専門科目は、まず《研究コース》として、<看護援助学><感染看護学><家族看護学><看護マネジメント学><小児看護学><成人看護学><老年看護学><精神看護学><公衆衛生看護学><在宅看護学><医療経営学>の各専門領域により構成している。

次に《高度実践看護コース》として、<高度実践家族看護学><高度実践精

看護学><高度実践感染看護学><高度実践在宅看護学><高度実践クリティカルケア看護学>の各専門領域の「高度実践コース科目」を置く。また、希望する学生が特定行為研修受講の認定を得られるよう「特定行為研修区分別科目」を配置している。

また、《助産コース》として、「助産専門科目」を配置している。

ア 《研究コース》

研究コースでは、まず看護学基盤科目の[看護研究方法論Ⅰ（概論）]（必修）や研究方法論Ⅱ、Ⅲ、統計学の基礎で看護学研究の基礎的な研究手法を学修したあと、看護学専門科目で、研究コースのディプロマ・ポリシーにある研究能力を修得する。それぞれの専門領域の理解を深め、先行研究・実践を検討し、研究課題を焦点化するための看護学専門科目として、講義Ⅰ、講義Ⅱ、演習Ⅰ、演習Ⅱから構成した。講義Ⅰで、その専門領域の概要について理解を深め、講義Ⅱでは学生および教員の専門性に基づいて課題をより深く検討する。演習科目では、先行研究の文献検討や演習を通じて、専門領域特有の理論や概念、研究方法を修得し、研究すべき課題について、学生自らが、より詳細に検討し、研究課題へと昇華させていくため科目である。

看護学専門科目の研究Ⅰ（1年後期）、研究Ⅱ（2年前期）、研究Ⅲ・Ⅳ（2年後期）は、専門領域の研究に関する科目であり、研究のプロセスに

神看護学><高度実践感染看護学><高度実践在宅看護学><高度実践クリティカルケア看護学>の各専門領域により構成している。また、希望する学生が特定行為研修受講の認定を得られるよう<特定行為研修区分別科目>を配置している。

また、《助産コース》として、<助産専門科目>を配置している。

ア 《研究コース》の科目について

それぞれの専門領域の理解を深め、実践を検討する能力を向上するための科目として、講義Ⅰ、講義Ⅱ、演習Ⅰ、演習Ⅱから構成した。講義Ⅰで、その専門領域の概要について理解を深め、講義Ⅱでは学生および教員の専門性に基づいて課題をより深く検討する科目である。演習科目では、専門領域特有のアセスメント、支援技術の修得、学生自らが設定した研究すべき課題について、学生自らが、より詳細に検討し、研究あるいは課題研究へと昇華させていくため科目である。

専門領域の研究に関する科目は研究Ⅰ（1年後期）、研究Ⅱ（2年前期）、研究Ⅲ・Ⅳ（2年後期）は自らが研究課題を設定し、方法論を固め、データを収

沿って、学生自らが研究課題を設定し、方法論を固めて研究計画を立案し、データを収集・分析し、修士論文としてまとめ、研究コースのディプロマ・ポリシーにある研究能力の修得に寄与する科目である。

教育研究者としての態度、保健・医療・福祉専門職として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェSSIONALとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力については、看護基盤科目の看護倫理学（必修）、看護コンサルテーション論、看護教育論等の履修により修得する。

【17ページ】

イ《高度実践看護コース》

高度実践看護コースは、専門基礎科目、看護学基盤科目、高度実践コース科目、特定行為研修区分別科目を置き、川崎市内の医療機関との検討の中で、養成へのニーズがあった感染看護、家族看護、精神看護、在宅看護、クリティカルケア看護の専門看護師の受験資格を得ることを目標とする。

(中略)

【18ページ】

科学的根拠に基づいた高度な看護実践に必要な知識・技術を習得するための専門基礎科目、広い視野で看護を学び、実践者として態度の基盤となる看護倫理学、看護コンサルテーション論、看護教育学等の看護学基盤科目の科目（看護倫理学は必修）、各専門領域の高度実践コース科目の講義Ⅰ、講義Ⅱ、講義Ⅲ（領域に

集・分析し、修士論文としてまとめることに寄与する科目である。

研究コースにおいては、研究経過報告会（1年11月）、研究中間報告会（2年9月）を実施することとしており、上記の科目と連動させながら、研究指導教員が学生の研究指導を行う。

イ《高度実践看護コース》

高度実践看護コースは、川崎市内の医療機関との検討の中で、養成へのニーズがあった感染看護、家族看護、精神看護、在宅看護、クリティカルケア看護の専門看護師の受験資格を得ることを目標とする。

公益社団法人日本看護協会が認定する専門看護師の受験資格を得るためには、本研究科が一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「協議会」という。）より、当該専門看護師の課程認定を受けていることが必要である。本研究科では、高度実践看護師教育課程基準に準拠した内容に対応する科目として、講義Ⅰ、講義Ⅱ、講義Ⅲ（領域によっては講義Ⅳ、講義Ⅴ）、演習Ⅰ、演習Ⅱ、（領域によっては演習Ⅲ、演習Ⅳ）、実習Ⅰ、実習Ⅱ、実習Ⅲ（領域によっては実習Ⅳ、実習Ⅴ）により構成している。協議会の指定科目と本研究科が設定し

よっては講義Ⅳ、講義Ⅴ）、演習Ⅰ、演習Ⅱ、（領域によっては演習Ⅲ、演習Ⅳ）、実習Ⅰ、実習Ⅱ、実習Ⅲ（領域によっては実習Ⅳ、実習Ⅴ）、特定行為研修の受講希望者については、さらに特定行為研修区分別科目は、高度実践看護コースのディプロマ・ポリシーにあるケアとキュアを融合した看護実践力、相談・調整、教育、倫理調整能力を修得するための科目である。

課題研究は、専門領域の実践における課題を科学的に分析する能力を修得するための科目として設定した。看護学基盤科目の[看護研究方法論Ⅰ（概論）]（必修）で看護学研究的な基礎的な研究手法を学修したうえで、これまでの実務経験や学修から、自らの専門領域の実践における研究課題を設定し、文献検討、研究計画、研究の実施、結果の考察、研究発表などの一連の研究活動を通して、研究の基礎を身につけ、実践における課題を科学的な視点から分析する力を養う科目である。

【20ページ】

ウ《助産コース》

助産コースでは、専門基礎科目、看護基盤科目、助産専門科目を置き、助産師国家試験受験資格の要件を満たす科目に、構成している。

助産専門科目は、基礎助産学（3教

た科目の関係性を下記の図に示した。本学の看護学基盤科目（看護理論、看護教育論、看護マネジメント論、コンサルテーション論、看護倫理学、看護研究方法論Ⅰ（概論）より4科目8単位を修得することで、協議会の共通科目Aに相当する。また、専門基礎科目（臨床病態生理学、フィジカルアセスメント論、臨床薬理学）の3科目6単位を修得することで、協議会の共通科目Bに相当する。加えて、協議会の高度実践看護コース科目に、協議会の審査基準に応じた、それぞれの専門領域の科目（講義、演習、実習）を配置している。

課題研究科目は、《研究コース》における修士論文に替えて研究能力を修得するための科目として設定した。これまでの実務経験や学修から、自らの研究課題を設定し、文献検討、研究計画、研究の実施、結果の考察、研究発表などの一連の研究活動を通して、研究の基礎を身につける科目である。

【19ページ】

ウ《助産コース》

助産コースでは、ディプロマポリシーに基づき、助産師国家試験受験資格の要件を満たす科目構成としている。

助産専門科目は、基礎助産学（3教科

<p>科 6 単位)、助産診断・技術学 (演習を含む 10 科目 16 単位)、地域母子保健 (2 科目 3 単位)、助産管理 (2 科目 4 単位)、臨地実習 (6 科目 14 単位)に加えて、課題研究 (2 科目 6 単位)の計 25 科目 49 単位を配置した。基礎助産学では助産学の基盤となる知識・概念を学修する。助産診断・技術学では、母親/家族との関係性構築の技術や、妊娠期、分娩期、産褥期の助産診断及び助産ケアを学習する。地域母子保健では国内外の母子保健行政を学修する。助産管理では病院・診療所・助産所における助産業務に関するマネジメントについて学修し、<u>課題研究では看護学基盤科目の[看護研究方法論Ⅰ(概論)](必修)での基礎的な学修を基盤に、助産領域の実践における課題を科学的に分析する能力を修得する。</u></p> <p>さらに、<u>科学的根拠に基づいた実践の基盤となる能力、生命への尊厳、個人の価値観を尊重した実践能力</u>を修得するために、<u>専門基礎科目、看護倫理学(必修)や看護コンサルテーション論などの看護基盤科目、看護学専門科目</u>の各専門領域の講義Ⅰ(基礎)の科目から 12 単位以上履修することを履修要件とした。</p>	<p>6 単位)、助産診断・技術学 (演習を含む 10 科目 16 単位)、地域母子保健 (2 科目 3 単位)、助産管理 (2 科目 4 単位)、臨地実習 (6 科目 14 単位)に加えて、課題研究 (2 科目 6 単位)の計 25 科目 49 単位を配置した。基礎助産学では助産学の基盤となる知識・概念を学修する。助産診断・技術学では、母親/家族との関係性構築の技術や、妊娠期、分娩期、産褥期の助産診断及び助産ケアを学習する。地域母子保健では国内外の母子保健行政を学修する。助産管理では病院・診療所・助産所における助産業務に関するマネジメントについて学修する。</p> <p>さらに、<u>修士修了者としての課題解決、研究力</u>を修得するために、<u>専門基礎科目、看護基盤科目、看護学専門科目</u>の各専門領域の講義Ⅰ(基礎)の科目から 12 単位以上履修することを履修要件とした。</p>
---	---

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教育課程等】

2 「高度実践看護コース」の教育課程について、修了要件は「42 単位以上を修得し、課題研究の審査に合格した者」と設定されていることから、大学院設置基準で規定する博士前期課程の修了要件である 30 単位以上の修得と比較して過密な履修スケジュールになると見受けられる。また、これに加え、特定行為研修の受講を希望する学生は、「特定行為研修区分別科目」のうち、講義科目と実習科目を履修することができると説明しており、特定行為研修の受講を希望する学生は、修業年限 2 年の中で修了要件を満たした上で、特定行為研修を受けるためには、相当に過密な履修スケジュールになると考えられる。このことから、十分な学修時間を確保できるよう計画的に学修を進められる配慮が必要と考えられる。しかしながら、そのための配慮措置として、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p. 18 で「多くの履修すべき科目があるため科目履修年度を詳細に定め・・・指定された学年で受講するように履修指導をする」と説明しているものの、「特定行為研修区分別科目」については特段履修時期が定められておらず、特定行為研修の認定を希望する学生に対する履修モデルも示されていないことから、十分な学修時間が確保される計画なのか疑義がある。このため、「高度実践看護コース」について、履修指導や課題研究指導その他の配慮措置を含め、修業年限 2 年の中で、学生の学修時間が十分に確保される適切な教育課程が編成されていることを明確に説明すること。

(対応)

高度実践看護コースの学生が特定行為研修を受けることができると定めているが、十分な学習時間が確保されているかどうか、疑義があるという指摘であった。

対応としては、設置の趣旨等を記載した書類の第 4 章「教育課程の編成の考え方及び特色」において、特定行為研修でもっとも履修すべき単位数が多くなる高度実践クリティカルケア看護 (専門看護師) 領域でかつ外科術後病棟管理パッケージ (特定行為研修) を履修する場合の履修モデル、及び特定行為研修の単位数が少ない高度実践精神看護学 (専門看護師) 領域でかつ関連する特定行為研修 (水分・栄養管理、精神に係る薬剤管理) を履修する場合の履修モデルを追加して説明を行った。科目が過密になることは否めないが、2 年次には実習と課題研究の時間が確保できていることを説明した。

また、第 5 章「教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」においても、入学前からの履修指導に加え、学生個人の希望に応じた丁寧な履修指導について、追記した。

【資料】

審査意見への対応を記載した書類（資料編）

資料2-1 履修モデル

設置の趣旨等を記載した書類（資料編）

資料5-4 履修モデル

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【19ページ】</p> <p>第4章 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>1 博士前期課程の編成の考え方及び特色</p> <p>（3）<u>各コースにおける科目の配置</u></p> <p>イ《高度実践看護コース》</p> <p>高度実践看護コースにおいては多くの履修すべき<u>実習</u>がある。そのため<u>講義・演習科目をできるだけ1年次に履修し、主に2年次に実習と課題研究を行うこととしている（履修モデル：例として高度実践クリティカルケア看護学領域および高度実践精神看護学領域の履修モデルを資料5-4に提示）</u>。また、<u>本学は地域包括ケアを推進できる人材の育成を目指しており、高度実践看護コースの履修者は本人の履修希望を踏まえて、特定行為研修を希望することができることとしている。高度実践看護コースを履修し、専門に関連した特定行為研修履修を希望する場合、最も履修単位が多くなるクリティカルケア看護学領域+外科術後病棟管理パッケージ（特定行為研修）を履修する場合の履修モデルと特定行為研修の単位数が多くない高度実践精神看護学+栄</u></p>	<p>【18ページ】</p> <p>第4章 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>1 博士前期課程の編成の考え方及び特色</p> <p>（3）<u>看護学専門科目の配置</u></p> <p>イ《高度実践看護コース》</p> <p>高度実践看護コースにおいては多くの履修すべき<u>科目</u>があるため科目履修年度を詳細に定めている。</p> <p>共通科目のうち看護学基盤科目は1年生で履修することを原則とし、高度実践看護コース科目はそれぞれ指定された学年で受講するように履修指導をする。なお、長期履修制度を活用する場合には、それぞれの専門領域を担当する教員が個別に履修指導にあたる。</p> <p>共通科目の専門基礎科目および、高度実践看護コース科目のうち特定行為研修区分別科目の一部においては e-learning 教材を活用し、在職中の者が履修しやすいように工夫する。</p>

<p><u>養・水分管理、精神に係る薬剤管理の2つのパターンの履修モデルを示した(資料5-4)。科目が過密になることは否めないが、1年前期で19-25単位、後期で19-22単位であり、2年では各実習と課題研究に集中できる科目配置となっている。なお、共通科目の専門基礎科目および、高度実践看護コース科目のうち特定行為研修区分別科目の一部においては双方向性を担保したうえでe-learning教材を活用し、在職中の者でも履修しやすいように工夫する。また、学修指導においては、長期履修制度や入学前に科目履修生として修得した単位についても修了要件単位として認定することを含めて、それぞれの専門領域を担当する教員が学生の希望に応じて個別に履修指導にあたる。</u></p>	
<p>【25ページ】 第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 1 教育方法 (1) 博士前期課程 イ 高度実践看護コース 特定行為研修区分別科目は講義科目においては、<u>授業毎のFeedbackや学生間のディスカッション等の双方向性を担保したe-learningやシミュレータなどを活用して、技術演習や自己学習を繰り返し実施しながら、一定レベルまで達したことを確認したのち、実習科目に進むことができることとしている。</u></p>	<p>【23ページ】 第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 1 教育方法 (1) 博士前期課程 イ 高度実践看護コース 特定行為研修区分別科目は講義科目においては、e-learningを活用しながら、また、シミュレータなどを活用して、技術演習や自己学習を繰り返し実施しながら、一定レベルまで達したことを確認したのち、実習科目に進むことができる。</p>
<p>【26ページ】 2 履修指導 同様に、高度実践看護コースについて</p>	<p>【24ページ】 2 履修指導 同様に、高度実践看護コースについて</p>

<p>ては、実習単位数が多いため、就業していても、実習期間には業務を調整してもらえるような職場環境が必要であることも、募集要項やホームページに記載し、周知しておくこととする。その他、社会人選抜制度を活用する場合は、学業と両立をするために、職場の上司の承諾書の提出を求めることとする。</p> <p><u>高度実践看護コースの学生で専門領域に関連する特定行為研修の履修を希望する場合は、入学前の教員との事前面談の時点で確認し、2年間での履修モデルを示したうえで、科目履修生制度や長期履修制度の活用の検討も勧める。</u></p> <p><u>また、e-learning やオンラインでの個別指導や課題研究指導等、学生が効率的・効果的に時間を活用できるような工夫を行う。</u></p>	<p>は、実習単位数が多いため、就業していても、実習期間には業務を調整してもらえるような職場環境が必要であることも、募集要項やホームページに記載し、周知しておくこととする。その他、社会人選抜制度を活用する場合は、学業と両立をするために、職場の上司の承諾書の提出を求めることとする。</p>
---	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教育課程等】

3 「助産コース」の教育課程について、修了要件が「61 単位以上を修得し、課題研究の審査に合格した者」と設定されており、「助産コース」の学生は、修業年限 2 年の中でこれら全てを履修した上で、課題研究指導を受けるためには、相当に過密な履修スケジュールになると考えられるが、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」p. 23 で「講義・演習科目と、実習科目が多いため、課題などを計画的に進めるよう促すとともに、教員も取り組み状況を確認しつつ進める」と説明しているものの、「高度実践看護コース」のように科目履修年度を定めている説明もないため、十分な学修時間が確保される計画なのか疑義がある。このため、「助産コース」について、履修指導や課題研究指導その他の配慮措置を含め、修業年限 2 年の中で、学生の学修時間が十分に確保される適切な教育課程が編成されていることを明確に説明すること。

(対応)

助産コースでの履修単位が多いため、修業年限 2 年の中で、学生の学修時間が十分に確保されている教育課程となっていることの説明が求められた。

対応として、設置の趣旨等を記載した書類の第 4 章「教育課程の編成の考え方及び特色」に設置の趣旨等を記載した書類 (資料編) に示した助産コースの履修モデルに言及したうえで、1 年前期の履修単位数は 25 単位となるが、1 年後期以降は履修すべき単位をpushし、実習や課題研究に充てる時間を確保できるような科目配置としていることを説明した。

また、第 5 章「教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」の教育方法に、課題などの精選を行うこと、課題提出時期の調整及び履修指導を丁寧に行うことを追記した。

【資料】

審査意見への対応を記載した書類 (資料編)

資料 2-1 履修モデル

設置の趣旨等を記載した書類 (資料編)

資料 5-4 履修モデル

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【21ページ】</p> <p>第4章 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>1 博士前期課程の編成の考え方及び特色</p> <p><u>(3) 各コースにおける科目の配置</u></p> <p>ウ《助産コース》</p> <p>臨地実習では妊娠期からの継続事例を含め10事例以上の分娩を介助するとともに、正常逸脱の状態にある対象へのアセスメント等ハイリスク状態にある母子のケアの実習を行う。</p> <p><u>助産学課題研究は1年後期から開始し、演習や実習で経験したことから研究課題を探索できるように配置した(資料、履修モデル、資料編p59)。助産コースの履修単位は1年前期(通期科目を含む)に講義・演習科目が多い(25単位)。25単位中17単位が助産専門科目である。助産コースの学生数は1学年3名であるため、確実に学習できるよう学生個々の学修状況を把握しながら履修指導を丁寧に行っていく。また、実習科目が増加する1年後期以降の講義等の配置を少なくし、課題研究や実習に備えた学修時間を確保できるような科目配置としている。</u></p>	<p>【19ページ】</p> <p>第4章 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>1 博士前期課程の編成の考え方及び特色</p> <p><u>(3) 看護学専門科目の配置</u></p> <p>ウ《助産コース》</p> <p>臨地実習では妊娠期からの継続事例を含め10事例以上の分娩を介助するとともに、正常逸脱の状態にある対象へのアセスメント等ハイリスク状態にある母子のケアの実習を行う。</p>
<p>【26ページ】</p> <p>第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>1 教育方法</p> <p>(1) 博士前期課程</p> <p>ウ 助産コース</p>	<p>【23ページ】</p> <p>第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>1 教育方法</p> <p>(1) 博士前期課程</p> <p>ウ 助産コース</p>

助産コースの授業は主に第1キャンパスで実施されるため、共通科目である看護学基盤科目を履修する場合は、必要時オンラインでの出席が可能となるようインターネット設備などの学修環境を調整する。また、講義・演習科目と、実習科目が多いため、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」に示された「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」及び「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」を勘案して学修すべきコアとなる課題の精選や課題の提出時期の調整等をするとともに、計画的にかつ無理のない範囲で学修が進められるよう学生を支援する。

【27ページ】

2 履修指導

しかし、助産コースにおいては、履修単位も実習単位も多いことも考慮し、就業を継続することが困難であることは募集要項やホームページに記載し、入学前に伝えておくこととする。また、履修モデル（資料p59）に示すように、1年前期で履修すべき科目が25単位あり、時間割モデル（資料p157の資料14-2、助産時間割モデル（案））に示すように、月曜日から土曜日まで授業はあるものの、選択科目（青字・赤字）も多く、自らの学習計画を組み立てることで、予習・復習を行う時間は確保することができる。教員も履修モデルに基づき学生が予習・復習の時間を確保できるよう履修指導を行う。さらに、授業での課題提出の時期などを調整しながら

助産コースの授業は主に第1キャンパスで実施されるため、共通科目である看護学基盤科目を履修する場合は、オンラインでの出席が可能となるよう学修環境を調整する。また、講義・演習科目と、実習科目が多いため、課題などを計画的に進めるよう促すとともに、教員も取り組み状況を確認しつつ進める。

2 履修指導

しかし、助産コースにおいては、履修単位も実習単位も多いことも考慮し、就業を継続することが困難であることは募集要項やホームページに記載し、入学前に伝えておくこととする。

<p><u>ら、学生が計画的に進めるよう促す。</u> <u>また、助産学課題研究に早期から取り</u> <u>組めるよう、1年前期に「看護研究方法</u> <u>論Ⅰ（概論）」を履修することとし、助</u> <u>産学課題研究は1年後期から組み入れ</u> <u>ており、演習・実習での経験を研究課題</u> <u>に発展させることができるよう、教員</u> <u>が指導する。課題研究のための時間確</u> <u>保についても、1年後期以降の科目配</u> <u>置を少なくして、自らの研究課題に取</u> <u>り組める時間割を組み立てる課程編成</u> <u>としている。</u></p>	
--	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【入学者選抜】

4 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の p. 49「5 選抜方法及び募集人員」では、一般選抜と社会人選抜のいずれも同じ入試科目が課される計画であると見受けられるものの、選抜方法については「面接では、アドミッション・ポリシーに基づいて選抜を行う」としか説明されておらず、「英語 (読解)」及び「看護専門 (記述)」に関して説明されていないため、それぞれの選抜方法によって、アドミッション・ポリシーに基づき何を評価・判定するのか判然としない。また、同書類 p. 45 に記載しているアドミッション・ポリシーの 5. において「助産コース志願者は、・・・『一般選抜』及び『社会人選抜』の区分で入学者選抜を行う」ことを掲げているが、同書類の p. 49「5 選抜方法及び募集人員」では、「助産コース」に限らず一般選抜と社会人選抜を実施する計画であるように見受けられることに加えて、両区分の選抜方法や評価基準の違いに関する説明がないため、一般選抜と社会人選抜の位置づけが不明確である。このため、一般選抜と社会人選抜それぞれの選抜区分・選抜方法において、アドミッション・ポリシーに基づき何を評価・判定するのか具体的に説明した上で、アドミッション・ポリシーに基づき適切な選抜方法が設定されていることを明確に説明すること。

(対応) 一般選抜と社会人選抜について、両区分の評価の違いに関する説明を追加するとともに、アドミッションポリシーに基づき何を評価するのかについて具体的に説明するため、次のとおり修正した。

博士前期課程の選抜方法は筆記及び面接によるものとする。アドミッションポリシーの「1. 幅広い基礎学力を有し、かつ希望する専門領域の基礎知識を有する人」を評価するため、一般選抜、社会人選抜のいずれも筆記試験において英語と看護専門を課す。研究コースにおいては出願資格に看護職の職務経験を求めないが、看護学専攻を志す者である以上、看護専門科目の基礎知識を有することを評価する必要がある。また、面接では、アドミッションポリシーの「2. 人間や社会に対して広く興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人」及び「3. 看護学を通じて地域包括ケアシステムの改善・発展に貢献する意志を有する人」について評価を行う。社会人選抜においては一般選抜よりも本要件を重視するため、社会人選抜における面接の配点は一般選抜のものよりも高く設定し、複数の面接者により適正に評価を行う。

博士後期課程はアドミッションポリシーに合致する人を評価するため、筆記 (英語) 及び口頭試験を課す。社会人選抜においては、アドミッションポリシーの「3. 研究を通して、看護学や看護実践の発展に寄与するとともに、地域社会及び国際社会に貢献する意志を有する人」を特に重視するため、口頭試験の配点を一般選抜よりも高く設定し、複数の面接者により適正に評価を行う。

さらに、一般選抜と社会人選抜について、同じ入試科目を課すものの評価基準が異なることを明示するため、表中に各科目の配点と選抜方法を記載した。

なお、「助産コース」に限らず一般選抜と社会人選抜を実施する計画であるため、アドミッションポリシーの5. から社会人選抜に関する記載を削除した（是正事項5参照）。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類

新	旧																						
<p>【52ページ】</p> <p>第11章 入学者選抜の概要</p> <p>5 選抜方法及び募集人員</p> <p>入学者選抜にあたっては、出願前に看護への関心度や学習意欲、地域包括ケアシステム等、医療・介護・福祉の現状に対する課題等を含めて、研究テーマ・研究内容について、選択する分野の教員と十分な相談を行う機会を設ける。その際、<u>看護師、保健師、助産師の職務経験、保健、医療、介護、社会福祉サービス等に係る職務経験、関連資格の取得状況についての確認を行い、本研究科修了後の看護学および社会への貢献等についても十分話し合う。</u></p> <p><u>博士前期課程の選抜方法は筆記及び面接によるものとする。アドミッションポリシーの「1. 幅広い基礎学力を有し、かつ希望する専門領域の基礎知識を有する人」を評価するため、一般選抜、社会人選抜のいずれも筆記試験において英語と看護専門を課す。研究コースにおいては出願資格に看護職の職務経験を求めないが、看護学専攻を志す者である以上、看護専門科目の基礎知識を有することを評価する必要がある。また、面接では、アドミッションポリシーの「2. 人間や社会に対して広く</u></p>	<p>【49ページ】</p> <p>第11章 入学者選抜の概要</p> <p>5 選抜方法及び募集人員</p> <p>入学者選抜にあたっては、出願前に看護への関心度や学習意欲、地域包括ケアシステム等、医療・介護・福祉の現状に対する課題等を含めて、研究テーマ・研究内容について、選択分野の教員と十分な相談を行う機会を設ける。その際、<u>実務経験、関連資格の取得状況についての確認を行い、本研究科修了後の看護学および社会への貢献等についても十分話し合う。一般選抜、社会人選抜のいずれも面接を課す。面接では、アドミッションポリシーに基づいて選抜を行う。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>入試区分</th> <th>募集人員</th> <th>入試科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">博士前期課程</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">15名</td> <td>英語（読解）、看護専門（記述）、面接</td> </tr> <tr> <td>社会人</td> <td>英語（読解）、看護専門（記述）、面接</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">博士前期課程（助産コース）</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">3名</td> <td>英語（読解）、看護専門（記述）、面接</td> </tr> <tr> <td>社会人</td> <td>英語（読解）、看護専門（記述）、面接</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">博士後期課程</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">5名</td> <td>英語（読解）、口頭試験</td> </tr> <tr> <td>社会人 内部進学者</td> <td>英語（読解）、口頭試験 口頭試験</td> </tr> </tbody> </table>	課程	入試区分	募集人員	入試科目	博士前期課程	一般	15名	英語（読解）、看護専門（記述）、面接	社会人	英語（読解）、看護専門（記述）、面接	博士前期課程（助産コース）	一般	3名	英語（読解）、看護専門（記述）、面接	社会人	英語（読解）、看護専門（記述）、面接	博士後期課程	一般	5名	英語（読解）、口頭試験	社会人 内部進学者	英語（読解）、口頭試験 口頭試験
課程	入試区分	募集人員	入試科目																				
博士前期課程	一般	15名	英語（読解）、看護専門（記述）、面接																				
	社会人		英語（読解）、看護専門（記述）、面接																				
博士前期課程（助産コース）	一般	3名	英語（読解）、看護専門（記述）、面接																				
	社会人		英語（読解）、看護専門（記述）、面接																				
博士後期課程	一般	5名	英語（読解）、口頭試験																				
	社会人 内部進学者		英語（読解）、口頭試験 口頭試験																				

興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人」及び「3. 看護学を通じて地域包括ケアシステムの改善・発展に貢献する意志を有する人」について評価を行う。社会人選抜においては一般選抜よりも本要件を重視するため、社会人選抜における面接の配点は一般選抜のものよりも高く設定し、複数の面接者により適正に評価を行う。

博士後期課程はアドミッションポリシーに合致する人を評価するため、筆記（英語）及び口頭試験を課す。社会人選抜においては、アドミッションポリシーの「3. 研究を通して、看護学や看護実践の発展に寄与するとともに、地域社会及び国際社会に貢献する意志を有する人」を特に重視するため、口頭試験の配点を一般選抜よりも高く設定し、複数の面接者により適正に評価を行う。

課程	入試区分	入試科目（配点）	選抜方法
博士前期課程 （15名）	一般	英語（30）、看護専門 （30）、面接（40）	筆記試験、面接の結果を総合して行う。
	社会人	英語（20）、看護専門 （30）、面接（50）	筆記試験、面接の結果及び職務経験内容を総合して行う。
博士前期課程・助産コース （3名）	一般	英語（30）、看護専門 （30）、面接（40）	筆記試験、面接の結果を総合して行う。
	社会人	英語（20）、看護専門 （30）、面接（50）	筆記試験、面接の結果及び職務経験内容を総合して行う。
博士後期課程	一般	英語（40）、口頭試験（60）	筆記試験、口頭試験の結果を総合して行う。
	社会人	英語（30）、口頭試験（70）	筆記試験、口頭試験の結果及び職務経験内容を総合して行う。
	内部進学者	口頭試験	口頭試験及び本学博士前期課程における成績を総合して行う。

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【入学者選抜】

5 「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p. 45において、アドミッション・ポリシー5. について、「学士の学位を有しない社会人についても出願資格を与えることとし」と説明しており、同書類 p. 45 「2 選抜区分及び出願資格(博士前期課程)」においても出願することを認めると記載されているが、学士の資格を有さない者の入学資格の判断についての記載が見受けられないため、アドミッション・ポリシーで説明されている意図が判然としない。また、同書類 p. 47 「(4) 社会人選抜(研究コース)」において、他の区分で求める「実務経験」とは異なり「3年以上の職務経験を有する者」と説明されているが、どのような「職務経験」を求めているのかが判然としない。加えて、同箇所において「大学入学資格を有し」と説明しているが、「大学院入学資格」の誤りではないかと思われるものの、判然としない。このため、受験生に対して誤解を生じさせる懸念があることから、適切に改めること。

(対応) アドミッションポリシーから学士の資格を有さない者の出願資格に係る記載を削除した。「実務経験」とあったのは「職務経験」に統一し、社会人選抜(研究コース)の出願資格における「3年以上の職務経験」について、「看護職に限らず3年以上の保健・医療・介護・社会福祉サービス等に係る職務経験」と具体的に記載した。また、「大学入学資格を有し」とあるのを「大学院入学資格」と改めた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【48ページ】</p> <p>第11章 入学者選抜の概要</p> <p>1 入学者受入の方針</p> <p>(1) アドミッションポリシー(博士前期課程)</p> <p>1. 幅広い基礎学力を有し、かつ希望する<u>専門領域</u>の基礎知識を有する人</p> <p>2. 人間や社会に対して広く興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人</p> <p>3. 看護学を通じて地域包括ケアシステムの改善・発展に貢献する意志を有する人</p>	<p>【45ページ】</p> <p>第11章 入学者選抜の概要</p> <p>1 入学者受入の方針</p> <p>(1) アドミッションポリシー(博士前期課程)</p> <p>1. 幅広い基礎学力を有し、かつ希望する<u>専攻分野</u>の基礎知識を有する人</p> <p>2. 人間や社会に対して広く興味を持ち、豊かな人間性と高い倫理観を有する人</p> <p>3. 看護学を通じて地域包括ケアシステムの改善・発展に貢献する意志を有する人</p>

<p>4. 高度実践看護コース志望者は、対応する<u>専門領域の職務経験</u>を有し、専門看護師の資格取得を志す人</p> <p>5. 助産コース志願者は、助産師の免許取得を志す人で、看護師資格又は看護師国家試験受験資格を有する者</p> <p>また、公平かつ透明性のある選抜方法を実施し、幅広い見識のもと地域包括ケアシステムを推進するために、大学院教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた人材を受け入れる。</p> <p>(2) アドミッションポリシー（博士後期課程）</p> <p>1. <u>職務に関する知見</u>を有し、看護学への探求心を有する人</p> <p>2. 看護学研究に対する強い動機と基礎的研究能力を身に付け、自立して学修する姿勢を有する人</p> <p>3. <u>研究を通して、看護学や看護実践の発展に寄与するとともに、地域社会及び国際社会に貢献する意志</u>を有する人</p> <p>なお、博士後期課程においては、本研究科博士前期課程からの内部進学者について、「内部進学者選抜」の区分を設ける。</p> <p>2 選抜区分及び出願資格（博士前期課程）</p> <p>本研究科の出願資格は、入学年度の4月1日において、次の各号に掲げる</p>	<p>4. 高度実践看護コース志望者は、対応する<u>分野の実務経験</u>を有し、専門看護師の資格取得を志す人</p> <p>5. 助産コース志願者は、助産師の免許取得を志す人で、看護師資格又は看護師国家試験受験資格を有する者、<u>学士の学位を有する者のほか、学士の学位を有しない社会人についても出願資格を与えることとし、「一般選抜」及び「社会人選抜」の区分で入学者選抜を行う。</u></p> <p>また、公平かつ透明性のある選抜方法を実施し、幅広い見識のもと地域包括ケアシステムを推進するために、大学院教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた人材を受け入れる。</p> <p>(2) アドミッションポリシー（博士後期課程）</p> <p>1. <u>実務の知見</u>を有し、看護学への探求心を有する人</p> <p>2. 看護学研究に対する強い動機と基礎的研究能力を身に付け、自立して学修する姿勢を有する人</p> <p>3. <u>看護学や看護実践の発展に寄与する意志</u>を有する人</p> <p><u>看護学を通じて、地域社会及び国際社会に貢献する意志</u>を有する人</p> <p>なお、博士後期課程においては、本研究科博士前期課程からの内部進学者について、「内部進学者選抜」の区分を設ける。</p> <p>2 選抜区分及び出願資格（博士前期課程）</p> <p>本研究科の出願資格は、入学年度の4月1日において、次の各号に掲げる</p>
---	---

要件のいずれかに該当する者とする。
なお、アドミッションポリシーに基づき、看護師の免許を有していない看護系以外の大学卒業者や学士の資格を有さない社会人に対しても、出願することを認めることとする。助産コースについては、看護師資格及び看護師受験資格見込みを有すること、及び、高度実践看護コースでは、看護職として、対応する専門領域において3年以上の職務経験を有することを必須とする。

【49ページ】

(1)一般選抜（研究コース）

一般選抜（研究コース）は、本学の学部学生をはじめ、広く他大学の学生、社会人などを対象とし、出願資格は次のアからコに掲げるとおりとする。

入学者選抜にあたっては、出願前に志願する選択分野の教員と、研究テーマ・研究内容等についての相談を行う機会を設ける。その際、看護学研究科で学ぶ目的、関連資格の取得状況、職務経験等についてヒアリングを行い、本研究科修了後の看護学および社会への貢献等に関する事項についても十分に確認を行う。

ア 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者（又は入学前年度3月までに卒業見込みの者）

イ 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（又は入学前年度3月までに授与される見込みの者）

ウ 外国において、学校教育による16年の課程を修了した者（又は入学前年

要件のいずれかに該当する者とする。
なお、アドミッションポリシーに基づき、看護師の免許を有していない看護系以外の大学卒業者や学士の資格を有さない社会人に対しても、出願することを認めることとする。助産コースについては、看護師資格及び看護師受験資格見込みを有することを必須とする。

【46ページ】

(1)一般選抜（研究コース）

一般選抜（研究コース）は、本学の学部学生をはじめ、広く他大学の学生、社会人などを対象とし、出願資格は次のアからケに掲げるとおりとする。

入学者選抜にあたっては、出願前に志願する選択分野の教員と、研究テーマ・研究内容等についての相談を行う機会を設ける。その際、看護学研究科で学ぶ目的、関連資格の取得状況、実務経験等についてヒアリングを行い、本研究科修了後の看護学および社会への貢献等に関する事項についても十分に確認を行う。

ア 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者（又は入学前年度3月までに卒業見込みの者）

イ 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（又は入学前年度3月までに授与される見込みの者）

ウ 外国において、学校教育による16年の課程を修了した者（又は入学前年

<p>度3月までに修了見込みの者)</p> <p>エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者(又は入学前年度3月までに修了見込みの者)</p> <p>オ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(又は入学前年度3月までに修了見込みの者)</p> <p>カ 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者(又は入学前年度3月までに授与される見込みの者)</p> <p>キ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するも</p>	<p>度3月までに修了見込みの者)</p> <p>エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者(又は入学前年度3月までに修了見込みの者)</p> <p>オ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(又は入学前年度3月までに修了見込みの者)</p> <p>カ 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者(又は入学前年度3月までに授与される見込みの者)</p> <p>キ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するも</p>
--	--

<p>のを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（又は入学前年度 3 月までに修了見込みの者）</p> <p>ク 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）</p> <p>ケ <u>短期大学及び高等専門学校の卒業者、専修学校専門課程の修了者等で、看護師国家資格を有し、かつ、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者（入学前年度 3 月 31 日までに満 22 歳に達する者に限る）。</u></p> <p>コ 上記アからケに該当しない者のうち、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>※ケ及びコで出願することを希望する者は、事前に出願資格審査を実施する。</p> <p>【50 ページ】</p> <p>(2) 一般選抜（高度実践看護コース） 一般選抜（高度実践コース）の出願資格は、一般選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たし、看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有し、<u>看護職として、対応する専門領域において 3 年以上の職務経験を有する者とする。</u></p> <p>(3) 一般選抜（助産コース） 一般選抜（助産コース）は、一般選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たし、看護師の資格を有する者、または看護師国家試験受験資格を有し看護師国家資格を取得見込みの者とする。</p>	<p>のを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（又は入学前年度 3 月までに修了見込みの者）</p> <p>ク 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）</p> <p>ケ 上記アからクに該当しない者のうち、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>※ケで出願することを希望する者は、事前に出願資格審査を実施する。</p> <p>【47 ページ】</p> <p>(2) 一般選抜（高度実践看護コース） 一般選抜（高度実践コース）の出願資格は、一般選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たし、看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有し、<u>3 年以上の実務経験を有する者とする。</u></p> <p>(3) 一般選抜（助産コース） 一般選抜（助産コース）は、一般選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たし、看護師の資格を有する者、または看護師国家試験受験資格を有し看護師国家資格を取得見込みの者とする。</p>
---	---

<p>(4) 社会人選抜（研究コース）</p> <p>社会人選抜（研究コース）の出願資格は、一般選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たす者で、<u>大学院</u>入学資格を有し、入学年度4月1日時点で満25歳以上であり、かつ、<u>看護職に限らず3年以上の保健・医療・介護・社会福祉サービス等に係る職務経験</u>を有する者とする。</p> <p>入学者選抜にあたっては、出願前に志願する領域の教員と、研究テーマ・研究内容等についての相談を行う機会を設ける。その際、看護学研究科で学ぶ意図、<u>保健・医療・介護・社会福祉サービス等に係る職務経験内容等</u>についてヒアリングを行い、本研究科修了後の保健、医療、介護、福祉等の実践能力の向上及び地域包括ケアシステムの推進への貢献に関する考え方等についても十分に確認を行う。</p> <p>(5) 社会人選抜（高度実践看護コース）</p> <p>社会人選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たし、看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有し、<u>看護職として、対応する専門領域において3年以上の職務経験</u>を有する者とする。</p> <p>(6) 社会人選抜（助産コース）</p> <p>社会人選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たし、看護師の資格を有し、3年以上の<u>看護職としての職務経験</u>を有する者とする。</p>	<p>(4) 社会人選抜（研究コース）</p> <p>社会人選抜（研究コース）の出願資格は、一般選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たす者で、大学入学資格を有し、入学年度4月1日時点で満25歳以上であり、かつ、3年以上の<u>職務経験</u>を有する者とする。</p> <p>入学者選抜にあたっては、出願前に志願する領域の教員と、研究テーマ・研究内容等についての相談を行う機会を設ける。その際、看護学研究科で学ぶ意図、<u>実務経験内容等</u>についてヒアリングを行い、本研究科修了後の保健、医療、福祉、<u>介護等</u>の実践能力の向上及び地域包括ケアシステムの推進への貢献に関する考え方等についても十分に確認を行う。</p> <p>(5) 社会人選抜（高度実践看護コース）</p> <p>社会人選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たし、看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有し、3年以上の<u>実務経験</u>を有する者とする。</p> <p>(6) 社会人選抜（助産コース）</p> <p>社会人選抜（研究コース）の出願資格のいずれかの条件を満たし、看護師の資格を有し、3年以上の<u>実務経験</u>を有する者とする。</p>
---	---

<p>【51 ページ】</p> <p>4 選抜区分及び出願資格（博士後期課程）</p> <p>博士後期課程では、本学大学院看護学研究科博士前期課程を修了した者及び他大学大学院の<u>修士課程</u>あるいは博士前期課程を修了した者を受け入れる。また個別の入学資格審査を行い、修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願することを認める。</p> <p>本学看護学研究科の博士後期課程に出願することのできる者は、次の要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)一般選抜</p> <p>ア 修士の学位や専門職学位を有する者（又は入学前年度3月までに取得見込みの者）</p> <p>イ 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（又は入学前年度3月までに授与される見込みの者）</p> <p>ウ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（又は入学前年度3月までに授与される見込みの者）</p> <p>エ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（又は入学前年度3月までに授与される見込みの者）</p>	<p>4 選抜区分及び出願資格（博士後期課程）</p> <p>博士後期課程では、本学大学院看護学研究科博士前期課程を修了した者及び他大学大学院の博士前期課程を修了した者を受け入れる。また個別の入学資格審査を行い、修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願することを認める。</p> <p>本学看護学研究科の博士後期課程に出願することのできる者は、次の要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>【48 ページ】</p> <p>(1)一般選抜</p> <p>ア 修士の学位や専門職学位を有する者（又は入学前年度3月までに取得見込みの者）</p> <p>イ 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（又は入学前年度3月までに授与される見込みの者）</p> <p>ウ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（又は入学前年度3月までに授与される見込みの者）</p> <p>エ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（又は入学前年度3月までに授与される見込みの者）</p>
--	---

<p>オ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者（又は入学前年度 3 月までに授与される見込みの者）</p> <p>カ 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(ア) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者（平成元年文部省告示第 118 号）</p> <p>(イ) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>キ 本学大学院において、出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学年度 4 月 1 日時点で満 27 歳に達する者</p> <p>※カ、キで出願することを希望する者は、事前に出願資格審査を実施する。</p> <p>【52 ページ】</p> <p>(2) 社会人選抜</p> <p>一般選抜の出願資格のいずれかを満たし、<u>かつ、看護職に限らず 3 年以上の保健・医療・介護・社会福祉サービス等に係る職務経験を有する者とする。</u></p>	<p>オ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者（又は入学前年度 3 月までに授与される見込みの者）</p> <p>カ 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(ア) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者（平成元年文部省告示第 118 号）</p> <p>(イ) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>キ 本学大学院において、出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学年度 4 月 1 日時点で満 27 歳に達する者</p> <p>※カ、キで出願することを希望する者は、事前に出願資格審査を実施する。</p> <p>(2) 社会人選抜</p> <p>一般選抜の出願資格のいずれかを満たし、3 年以上の職務経験を有する者とする。</p>
--	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教育研究実施組織】

6 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

教員資格審査において「不可」の判定を受け、教員を補充する授業科目については、全て専任教員を補充する。

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教育研究実施組織】

7 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の p. 51 「3 教員組織の年齢構成」においては、本学の定年規定に基づく定年年齢に達する者は「学長」、「副学長」、「学部長及び図書館長」及び「研究科長」の任期に関する規程により、「それぞれ4年間の任期制の職としているため、定年年齢は適用されない」と説明し、「学年進行中に定年退職を迎える教員はいない」と説明している。しかしながら、各役職の任期に関する規程において定められている任期は、役職に就く任期を定めているものと見受けられ、本学の教員として定年規程が適用されない取扱いであることが確認できないが、本学の定年規程が未提出であるため、取扱いが判然としない。このため、本学の定年規程を提出するとともに、年齢構成を踏まえた教育研究の継続性の観点から、改めて適切な教育研究実施組織が編制されていることを説明すること。【研究科共通】

(対応)

本学の定年規程を追加で提出した。定年規程に定めたとおり、教員の定年は65歳だが、後期課程の完成年度までに定年退職を迎える教員はいないこと。また、学長・副学長及び研究科長(令和7年4月1日部局長任用予定者2名を含む)は開学時65歳以上だが、任期を定めて任用される職のため定年年齢は適用されないことの説明を、設置の趣旨等を記載した書類「第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色 3 教員組織の年齢構成」に追加し、資料を追加した。

また、教員の年齢構成については、大学院の開学時には40歳代の比較的若い人材も採用する等、教育研究の継続性を担保するように配置するとともに、教員数が多い博士前期課程の完成年度である令和8年度末においても、40歳代から50歳代の教員が6割を占めるなど年齢層に偏りがなく、バランスのとれた教員配置としている。

なお、設置認可申請時の規定では、研究科長の任期を4年としていたが、研究科長は学部長と同等の職責であることから、既存の学部長の任期と同じ2年とするとともに、完成年度までの継続性を担保するため、任期を後期課程の完成年度までとした。

【資料】

< 審査意見への対応を記載した書類 (資料編) >

資料7-1 川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程

資料7-2 川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程

< 設置の趣旨等を記載した書類 (資料編) >

資料12-4 川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程

資料12-5 川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【55ページ】</p> <p>第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色</p> <p>3 教員組織の年齢構成</p> <p>(1) 年齢構成</p> <p>研究科の年齢構成については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成であり、60歳代9名、50歳代14名、40歳代10名の構成としており、教授の平均年齢は約57.4歳、准教授の平均年齢は約54.8歳、講師の平均年齢は約49歳となっている。</p> <p>教員の定年は65歳であるが、後期課程の完成年度までに定年退職を迎える教員はいない。また、学長・副学長及び研究科長(予定者)は開学時65歳以上であるが、任期を定めて任用される職のため定年年齢は適用されない。根拠は以下のとおりである。</p> <p>【56ページ】</p> <p>(2) 教員(教授、准教授、講師)の定年</p> <p>川崎市直営の大学院である本学の教員の定年については、以下のとおりである。</p> <p>1) 地方公務員法(以下「地公法」という。)第28条の6 第2項</p> <p>職員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める。</p> <p>2) 教育公務員特例法(以下「教特法」</p>	<p>【51ページ】</p> <p>第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色</p> <p>3 教員組織の年齢構成</p> <p>研究科の年齢構成については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成であり、60歳代9名、50歳代13名、40歳代9名の構成としており、教授の平均年齢は約58.5歳、准教授の平均年齢は約54.8歳、講師の平均年齢は約49歳となっている。</p> <p>また、教員の定年については、「川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程」において、若干名が定年年齢に達してしているが、「川崎市立看護大学学長の任期に関する規程」、「川崎市立看護大学副学長の任期に関する規程」、「川崎市立看護大学学部長及び図書館長の任期に関する規程」及び「川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程」により、それぞれ4年間の任期制の職としているため、定年年齢は適用されない。学年進行中に定年退職を迎える教員はいない。完成年度後に退職や欠員が生じた場合は、学部内教員の昇格によって補填することや、公募による採用を検討する。</p>

という。)第8条
大学教員に対する1)の規定の適用については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」とする。

3) 川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程
2)の規定より、本学では「川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程」を制定し、教員の定年を65歳と規定している。(資料12-5)
後期課程の完成年度までに定年退職を迎える教員はいないが、完成年度後に退職や欠員が生じた場合は、学部内教員の昇格によって補填することや、公募による採用を検討する。

(3) 学長・副学長・研究科長
川崎市直営の大学院である本学の学長・副学長・研究科長の在職期間については、次のとおりである。

1) 地公法第28条の6 第4項
第1～3項の規定(定年による退職)は、(中略)その他の法律により任期を定めて任用される職員(中略)には適用しない。

2) 教特法第7条
学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

3) 学長・副学長・研究科長の在職期間
1)、2)により、教特法第7条により任期を定めて任用される大学の学長及び部局長に、地公法第28条の6の定年規程は適用されない。(逐条地方公務員法(第2次改定版 橋本勇 著))

4) 本学における任期規程

<p><u>評議会の議に基づき、学長、副学長、学部長及び図書館長、研究科長の任期について学長が定める規程（資料12-1～4）により、再任を含めるといずれも最大6年の任期となっている。</u></p> <p>（資料12-1 川崎市立看護大学学長の任期に関する規程）</p> <p>（資料12-2 川崎市立看護大学副学長の任期に関する規程）</p> <p>（資料12-3 川崎市立看護大学学部長及び図書館長の任期に関する規程）</p> <p><u>（資料12-4 川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程）</u></p> <p><u>（資料12-5 川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程）</u></p>	<p>（資料12-1 川崎市立看護大学学長の任期に関する規程）</p> <p>（資料12-2 川崎市立看護大学副学長の任期に関する規程）</p> <p>（資料12-3 川崎市立看護大学学部長及び図書館長の任期に関する規程）</p> <p><u>（資料12-4 川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程）</u></p>
---	--